

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中野支部  
機関紙「みらい」  
NO. 4439  
24年4月16日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953  
文責 支部書記長

# アマゾン配達員契約解除 組合員切りは許されない

おはようございます。

インターネット通販大手アマゾンジャパンの荷物を長崎、諫早エリアで配達するフリーランス（個人事業主）の配達員ら十数人が4月8日に契約を解除されました。

配達員は2021年1月からアマゾンジャパンの2次下請業者（埼玉県川口市）と業務委託契約を締結して3次下請の個人事業主として働いていたとされます。労働環境改善を求めて労働組合「東京ユニオン・アマゾン配達員組合長崎支部」を2022年9月に結成し、昨年9月に荷物が増加した際の加算金が約束通り支払われなかったとして業務を半日拒否し支払いを求めました。しかし昨年12月、1次下請業者が2次下請業者に24年4月8日をも

って契約を終了すると通告しました。

配達員らは撤回を求めて1次下請業者に団体交渉を申し入れましたが拒否され、3月8日にストライキを決定しました。

同労組は1次下請業者に団体交渉を申し入れたものの「法的に応じる義務はない」として拒否、アマゾンジャパン本社にも就業機会の確保を要請したが回答はなかったとされます。



事業者側は配達員を個人事業主と認識しており、労働組合法の労働者には該当しないと考えているものと思われま

す。同種の事案としてウーバーイーツの配達員が加入する労組が同社に団体交渉を申し入れたものの拒否した例があります。また、ヤマトのメール便を配達していた配達員が昨年6月に契約終了を事前通知された後、組合に

加入し団体交渉を求めましたが、会社側は業務委託契約を結んだ個人事業主に對し「（ヤマトは）使用者に当たらない」と拒否しています。



しかし、ウーバーイーツの例では2022年に東京都労働委員会が労働者を認めています。また、アマゾンジャパンの商品配達を行う個人事業主の配達中の負傷を横須賀労働基準監督署が労災認定しています。個人事業主が「労働者」に該当すると判断し、休業補償を給付。アマゾン配達員の労災認定は全国初とみられ、後続の同様の労災審査に影響を及ぼす可能性も出てきています。

個人事業主の配達員を巡っては近年、労働委員会などが働き方の実態をみて「労働者」と認定し、権利保護を強める流れも出てきています。今回の契約解除の大きな要因は労組結成にある

とされています。労組に入らなかった配達員は別の下請け企業への移籍を持ちかけられ、組合員には声がかからなかったと報道されています。会社（使用者）はいつの時代も物を言う労働者を排除しようとしています。この様な攻撃は決して許すことはできません。

## 内島さん、小谷さん、長い間お疲れ様でした。

4月12日（金）に内島裕一郎さん、小谷明弘さんの定年退職合同送別会を開催しました。

送別会は向井書記長の司会で始まり、山田支部長がこれまでのお二人に組合運動のご協力に感謝の意を述べ、乾杯の音頭をとりました。

内島さんは2021年12月にJP労組を脱退して郵政ユニオンに加入されました。

会では「郵政ユニオンのアットホームなところが良かった。もっと早くユニオンに加入すればよ

かった」と嬉しい挨拶もいただきました。



小谷さんは2012年10月に郵政ユニオンに加入され、2021年3月に和解した郵政ユニオン集団訴訟の原告となり裁判をたたかわれました。また、夏のピースサイクルでは大事な伴走車の運転手を何度も務めて頂き、本当に助かりました。

お二人ともフルタイムで働き定年を迎え、65歳まで元気に働けることを我々後輩たちに示して頂きました。

郵政省・郵政公社・日本郵政グループと、名称も・実態も変化してきた「郵政」での長い勤務、大変お疲れ様でした。今後は健康に注意してお過ごしください。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員希望者全員が正社員化を。

ゆめが、均等待遇、なごみの差別。ユニオンは労基法裁判に勝利するよ！